

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査等の対象 公益社団法人 上山市シルバー人材センター

4 監査期日 令和6年6月28日

5 監査等の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

新たなセンター機能を有効に活用して、300人を超える会員の就業や地域貢献として多岐にわたる事業を展開されていることに敬意を表する。今後も、市民、関係団体、センターが連携を深めて、会員の生きがいとなる取組を推進されることを期待する。